

五本松運動広場整備事業（公契約）低入札価格調査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、五本松運動広場整備事業（公契約）に係る総合評価方式による一般競争入札実施要領により市が発注する五本松運動広場整備事業（公契約）（以下「本事業」という。）において、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第132条の2に規定する低入札価格調査の実施及び当該低入札価格調査を実施した場合の落札者の決定に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 総合評価点が最も高い者（以下「最高評価点者」という。）がした申込みに係る価格について、その者による当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 第1順位者 最高評価点者をいう。
- (4) 次順位者 最高評価点者の次に高い総合評価点の者をいう。ただし、最高評価点者の入札が失格又は無効となった場合、その時点における最高評価点者の次に高い総合評価点者をいい、以下順次同様とする。
- (5) 調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。

（調査基準価格）

第3条 調査基準価格は、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額までの範囲内で適宜の額とする。

（失格基準価格）

第4条 失格基準価格は、設けないものとする。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第5条 文化・スポーツ課長は、契約事務の適正な執行を確保するため、規則第127条第1項に規定する予定価格書に、調査基準価格を記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 文化・スポーツ課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を本事業に係る入札公告及び入札説明書へ記載するとともに、入札執行に際しては当該事項を説明し、低入札価格調査制度について周知するものとする。

- (1) 本事業に係る入札が低入札価格調査制度の対象であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了すること。この場合において、その結果は、後日通知することとなること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最高評価点者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象者は、低入札価格調査において聴取に協力すること。また、我孫子市低入札価格調査実施要綱（平成21年訓令第12号）に基づき設置された我孫子市低入札価格調査会（以下「調査会」という。）で実施するヒアリングに出席すること。この場合において、聴取及びヒアリングに協力しないときは、当該入札を無効とすること。
- (5) 調査対象者は、開札日の翌日から起算して3日以内（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21条）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）は算入しない。）に、文化・スポーツ課長から指定された書類を提出しなければならないこと及び当該書類を提出期限までに提出しない場合は入札を無効とすること。
- (6) 失格基準価格の設定がないこと。
- (7) 調査基準価格を下回って契約する場合は、次の適用があること。

ア 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。

イ 前払金は、各会計年度における出来高予定額の100分の20以内の額とすること。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定について保留する旨を宣言し、かつ、当該入札に係る落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了しなければならない。

(調査の実施)

第8条 文化・スポーツ課長は、第1順位者において調査基準価格を下回る入札が行われたときは、直ちに調査対象者に対し、別表第1に掲げる様式その他低入札価格の調査のために必要と認める書類（以下「低入札価格調査報告書等」という。）の提出を求めるものとする。

2 低入札価格調査報告書等の提出期限は、開札日の翌日から起算して3日以内（休日は算入しない。）とする。ただし、文化・スポーツ課長から指定された場合はこの限りではない。

3 低入札価格調査報告書等が提出された後における低入札価格調査報告書等の書類の一部又は全部の差替え及び提出期限後における書類の追加は認めないものとする。ただし、文化・スポーツ課長が必要があると認めた場合に限り、提出期限後における書類の追加を認めるものとする。

4 文化・スポーツ課長は、低入札価格調査報告書等の提出があったときは、内容を確認し、必要に応じて調査対象者から聴取の上、低入札価格調査表（様式第1号）を作成しなければならない。ただし、第1順位者以外の調査対象者については、第1順位者の入札が失格又は無効となった場合に聴取の実施及び低入札価格調査表の作成を行うものとする。

5 文化・スポーツ課長は、第2項に定める期限までに低入札価格調査報告書等を提出しない者がいる場合は当該者の調査を中止し、又は、当該者に

対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。調査対象者が、低入札価格調査辞退届を提出した場合も同様とする。

- 6 文化・スポーツ課長は、第4項の規定により低入札価格調査表を作成したときは、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則（令和6年（教）規則第5号）に基づき設置された我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会の意見を踏まえた上、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について（様式第2号）及び当該低入札価格調査表を調査会に提出し、審査を求めなければならない。

（調査会の審査及び意見の表示）

第9条 調査会は、前条第6項の規定により審査の求めがあったときは、速やかにその内容を審査しなければならない。

- 2 調査会は、第1順位者に調査会への出席を求め、当該者に低入札価格調査表についてヒアリングを行うものとする。

- 3 調査会は、低入札価格調査表について、別表第2に定める基準に従い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの審査を行うものとする。

- 4 調査会は、審査結果を低入札価格調査会での審査結果について（様式第3号）により、文化・スポーツ課長へ通知する。

（審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 文化・スポーツ課長は、調査会が前条の審査の結果、第1順位者を落札者と決定することが適当と認めたときは、その結果を直ちに当該第1順位者にあつては落札者決定通知書（様式第4号）により、第1順位者以外の入札者にあつては入札結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第 11 条 文化・スポーツ課長は、調査会が第 9 条の審査の結果、第 1 順位者を落札者と決定することが不相当と認めるときは、その結果を直ちに第 1 順位者に対し審査結果通知書（様式第 6 号）により通知するとともに、次順位者を落札者と決定するものとする。

2 文化・スポーツ課長は、前項の規定により第 1 順位者を落札者としないう決定をした場合において、次順位者が調査基準価格を下回っていたときは、前条の規定にかかわらず、当該次順位者について、第 8 条から前条までの規定に定めるところにより調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

3 文化・スポーツ課長は、前 2 項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、当該落札者にあつては落札者決定通知書により、当該落札者以外の入札者にあつては入札結果通知書により通知するものとする。

（調査会）

第 12 条 調査会の組織、会議の方法及び庶務は、我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定を準用する。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

| 様式番号 | 様式名 |
|------|-------------------|
| 7 | 当該価格で入札した理由 |
| 8 | 積算内訳書 |
| 9 | 手持ち工事の状況 |
| 10 | 手持ち資材一覧表 |
| 11 | 購入資材一覧表 |
| 12 | 手持ち機械一覧表 |
| 13 | 技術者等の配置計画 |
| 14 | 労務者の供給見通し |
| 15 | 過去に施工した公共工事名及び発注者 |
| 16 | 建設副産物の搬出予定 |
| 17 | 安全管理の計画 |
| 18 | 下請予定業者の状況 |

別表第 2（第 9 条関係）

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 積算内訳書算出根拠が適正でない場合 | 1 算出根拠と積算した金額に明らかな相違がある場合 2 算出根拠が過去に取引した実績のある価格等に照らして、不当に低額に設定されたことが明白である場合 |
| 2 建設副産物の処理が適正でない場合 | 1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が適正でない場合 |
| 3 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合 | 1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 法令等に違反する場合 3 労務者の供給見通しにおいて、我孫子市公契約条例（平成 27 年条例第 1 号）第 7 条によって規定された労務報酬下限額を下回る労務単価を計上している場合 |
| 4 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合 | 1 入札日から過去 1 年以内において賃金不払等で送検（労働基準監督署から検察庁へ書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 その他市長が認めた場合 |

様式第 1 号（第 8 条関係）

低 入 札 価 格 調 査 表

| | |
|---------|-----------------------|
| 発 注 番 号 | |
| 工 事 名 | 五本松運動広場整備事業（公契約） |
| 工 事 場 所 | 我孫子市岡発戸 1 4 3 3 番地の 2 |
| 予 定 価 格 | |
| 調査基準価格 | |
| 入 札 価 格 | （予定価格の %） |

| 番号 | 項目 | 内容 |
|----|-------------------|------------|
| 1 | 当該価格で入札した理由 | 別紙様式第 7 号 |
| 2 | 積算内訳書 | 別紙様式第 8 号 |
| 3 | 手持ち工事の状況 | 別紙様式第 9 号 |
| 4 | 手持ち資材一覧表 | 別紙様式第 10 号 |
| 5 | 購入資材一覧表 | 別紙様式第 11 号 |
| 6 | 手持ち機械一覧表 | 別紙様式第 12 号 |
| 7 | 技術者等の配置計画 | 別紙様式第 13 号 |
| 8 | 労務者の供給見通し | 別紙様式第 14 号 |
| 9 | 過去に施工した公共工事名及び発注者 | 別紙様式第 15 号 |
| 10 | 建設副産物の搬出予定 | 別紙様式第 16 号 |
| 11 | 安全管理の計画 | 別紙様式第 17 号 |
| 12 | 下請予定業者の状況 | 別紙様式第 18 号 |

様式第2号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

我孫子市低入札価格調査会委員長あて

文化・スポーツ課長

低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について

令和 年 月 日に入札を執行した次の契約について、別紙のとおり低入札価格調査会の審査を求めます。

- 1 発注番号
- 2 契約名 五本松運動広場整備事業（公契約）
- 3 実施場所 我孫子市岡発戸1433番地の2
- 4 調査対象業者

様式第3号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

文化・スポーツ課長 あて

我孫子市低入札価格調査会委員長

低入札価格調査会での審査結果について

令和 年 月 日付け 第 号により審査を求められた次の契約に係る低入札価格調査会での審査結果は、下記のとおりです。

- 1 発注番号
- 2 契約名 五本松運動広場整備事業（公契約）
- 3 調査対象業者名
- 4 審査結果

様式第4号（第10条関係、第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

落札者決定通知書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた次の契約について、調査の結果 年 月 日付けで貴社に落札決定したので、通知します。

- 1 発注番号
- 2 契約名 五本松運動広場整備事業（公契約）
- 3 実施場所 我孫子市岡発戸1433番地の2

様式第5号（第10条、第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

入札結果通知書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた契約について、調査の結果、次のとおり決定したので通知します。

- 1 発注番号
- 2 契約名 五本松運動広場整備事業（公契約）
- 3 実施場所 我孫子市岡発戸1433番地の2
- 4 落札者名
- 5 落札金額
- 6 落札決定日

様式第6号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

審査結果通知書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札者の決定を保留していた次の契約について、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、貴社を落札者に決定しないこととなったので、通知します。

- 1 発注番号
- 2 契約名 五本松運動広場整備事業（公契約）

様式第7号（第8条関係）

当該価格で入札した理由

当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載すること。

様式第8号（第8条関係）

積算内訳書

税抜き（単位：円）

| 項目 | 工事区分 | 工種 | 種別 | 計 |
|--------|-------------|-----------|------------|---|
| ①設計費 | | | 小計 | |
| | 調査業務 | | | |
| | 設計業務（土木・建築） | | | |
| ②土木工事費 | | | 小計 | |
| | 基盤整備 | | | |
| | | 敷地造成工 | | |
| | | | 掘削工 | |
| | | | 盛土工 | |
| | | | 地盤改良工 | |
| | | | 残土処理工 | |
| | | | 表土盛土工 | |
| | | 植栽基盤工 | | |
| | | | 表土盛土工 | |
| | | 構造物撤去工 | | |
| | | | 構造物取壊し工 | |
| | 植栽 | | | |
| | | 植栽工 | | |
| | | | 地被類植栽工 | |
| | 施設整備 | | | |
| | | 給水設備工 | | |
| | | | 水栓類取付工 | |
| | | | 給水管路工 | |
| | | 雨水排水設備工 | | |
| | | | 側溝工 | |
| | | | 集水柵・マンホール工 | |
| | | | 貯留施設工 | |
| | | 電気設備工 | | |
| | | | 照明設備工 | |
| | | | 電線管路工 | |
| | | 園路広場整備工 | | |
| | | | アスファルト系舗装工 | |
| | | | 園路縁石工 | |
| | | | 区画線工 | |
| | | サービス施設整備工 | | |
| | | | ベンチ・テーブル工 | |
| | | | サイン施設工 | |
| | | | 防火水槽工 | |

| | | | |
|---------|-------------|-------------------|----|
| | | 管理施設工 | |
| | | 柵工 | |
| | グラウンド・コート整備 | | |
| | | グラウンド・コート舗装工 | |
| | | グラウンド・コート用 舗装工 | |
| | | スタンド整備工 | |
| | | ベンチ工 | |
| | | グラウンド・コート施設整備工 | |
| | | 競技施設工 | |
| | 仮設 | | |
| | | 仮設工 | |
| | | 仮設道路工 | |
| | 共通仮設費 | | |
| | 現場管理費 | | |
| | 一般管理費 | | |
| ③ 建築工事費 | | | 小計 |
| | クラブハウス | | |
| | | 建屋 | |
| | | 鋼管杭 | |
| | | 浄化槽 | |
| | | 太陽光パネル | |
| | 共通仮設費 | | |
| | 現場管理費 | | |
| | 一般管理費 | | |
| | | | 合計 |

※ この積算内訳書の金額は、入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）と同額とする。

様式第 13 号（第 8 条関係）

（技術者等の配置計画）

技術者等の配置計画

| 区 分 | 氏 名 | 資 格 | 取得年月日 | 免許番号 交付番号 |
|-------|-----|-----|-------|--------------|
| 監理技術者 | | | | |
| 主任技術者 | | | | |
| 現場代理人 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 要求水準書及び建設工事請負契約書（案）に規定する技術者について記入してください。

様式第 14 号（第 8 条関係）

（労務者の供給見通し）

労務者の供給見通し

| 工 種 | 職 種 | 単 価 | 員 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 主要なものについて記入してください。

様式第 17 号（第 8 条関係）

（安全管理の計画）

安全管理の計画

1 安全対策の確保について

2 使用予定機材

3 保安要員等の計画

4 その他

